

一般国道2号
神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
事業者が付す保険等

令和7年1月
国土交通省 近畿地方整備局

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等に関する特定事業契約書第9条の定めるところにより、「一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等」（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下のとおりとする。

ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

1. 内装整備業務の履行に係る保険

事業者は、内装整備業務の履行に係る保険として、履行保証保険を付保する。

ただし、内装整備業務の履行を確保するために、特定事業契約の規定に基づき契約の保証を行う場合には、履行保証保険の付保の必要はない。

1.1. 保険名称

履行保証保険

(1) 付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と内装設計企業との間における内装設計業務の実施に関する契約の締結日から事業者と内装施工企業及び工事監理企業との間における内装整備業務の実施に関する契約終了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、内装設計企業及び内装施工企業並びに工事監理企業を契約者とする場合は、それぞれ国を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、内装整備費等（消費税を含む。）の10%以上とする。なお、事業者又は内装設計企業、内装施工企業若しくは工事監理企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2. 内装施工業務に係る保険

事業者は、内装施工業務の履行に係る保険として、建設（土木）工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

2.1. 保険名称

建設（土木）工事保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、内装施工業務の全てとする。
- ② 保険期間は、内装施工業務の着工日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は内装施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国、事業者、内装設計企業、工事監理企業、内装施工企業及びその全ての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。
- ⑤ 保険金額は、内装施工費（消費税を含む。）相当とする。

- ⑥ 自己負担額は10万円/1事故以下とする。

2.2. 保険名称

第三者賠償責任保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、内装施工業務の全てとする。
- ② 保険期間は、内装施工業務の着工日から引渡日までの全期間とする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は内装施工企業とする。
- ④ 被保険者は、国、事業者、内装設計企業、工事監理企業、内装施工企業及びその全ての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）を含むものとする。
- ⑤ 内装施工企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円/1事故以下とする。

3. 維持管理業務、運營業務に係る保険

事業者は、維持管理業務及び運營業務の履行に係る保険として、第三者賠償責任保険及び火災保険を付保する。

3.1. 保険名称

第三者賠償責任保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1年程度の期間ごとに契約更新を行う条件でも良いものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- ④ 被保険者は、国、事業者、維持管理企業、運営企業及びその全ての下請負者とする。
- ⑤ 事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ⑥ 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：1億円/1事故以上とする。
- ⑦ 自己負担額は5万円/1事故以下とする。

3.2. 保険名称

火災保険

(1) 付保条件

- ① 担保範囲は、本事業の契約対象となっている全ての施設を対象とする（事業者所有の利便施設を除く）。
- ② 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよいものとする。
- ③ 保険契約者は、事業者又は運営企業及び維持管理企業とする。
- ④ 被保険者は、国とする。
- ⑤ 保険金額は、再調達価格（消費税を含む。）相当とする。